

長期履修学生で第1種奨学金の返還免除を希望される方へ

日本学生支援機構の第1種の奨学金の返還免除を希望される方は、下記の事項について注意して頂けるようお願い致します。

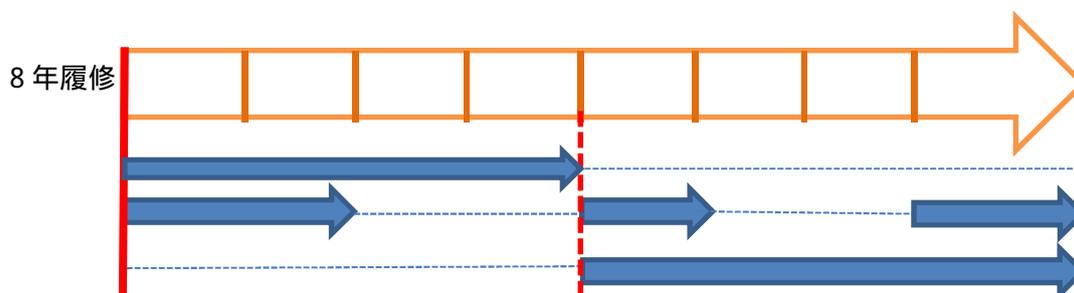
返還免除申請について

返還免除とは・・・大学院において第1種奨学金の貸与を受けた学生であって、在学中に特に優れた業績を挙げた者として機構が認定した場合には、貸与期間終了時に奨学金の全部または一部の返還が免除される制度です。返還免除の認定は、大学長が学内選考委員会の審議に基づき推薦する者について、その専攻分野に関する論文その他の文部科学省令で定める業績を総合的に評価することにより行われます。

第1種奨学金は、貸与期間が通常の課程における標準修業年限の終期までとなっており、返還免除の申請は、奨学金の貸与が終了する年になります。

そのため、入学時から貸与を開始して、修業途中で貸与終了となると下の例のように免除申請で不利になるおそれがあります。

【例】



1年次から貸与を開始して4年次に貸与終了の場合。

4年次の学位論文が完成していない段階で審査を受けることとなる。

他の論文が完成している人と比べられるため不利になる。

1年次から貸与を開始し、途中の年次で貸与先送り、卒業にあわせて貸与終了の場合。

他の人と同じように学位論文が完成した段階で審査を受けることが出来る。

(貸与先送りは、1回につき最長2年までと定められています。)

5年次から貸与を開始し、卒業にあわせて貸与終了の場合

他の人と同じように学位論文が完成した段階で審査を受けることが出来る。

長期履修学生で返還免除を希望される方は、一度学生支援課へご相談ください。